

**【同一入札への参加制限となる者同士の基準】**

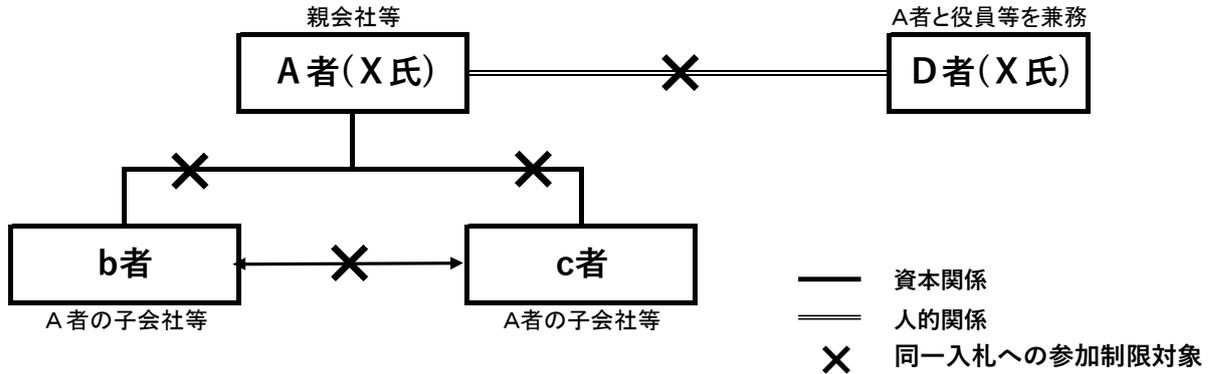
次のいずれかに該当する二者の場合、同一入札の参加を制限します。基準に該当する場合は、1者を除き辞退してください。

<p><b>【資本関係】</b></p> <p>(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合</p> <p>(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>※ただし、子会社又は子会社の一方が会社再生法第2条第7号項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。</p>	<p><b>【人的関係】</b></p> <p>(1) 一方の会社等の役員(次に掲げる者)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)</p> <p>(エ) その他業務を執行する者で(ア)から(ウ)に掲げる者に準ずる者</p> <p>(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</p>
--	--

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※子会社、親会社、役員等の定義は会社法等の規定に即して定める。

**イメージ図**



**詳細イメージ図**

⇔ 同一入札への参加制限対象

資本関係		人的関係	
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等を同じくする 子会社等同士	同一の者に経営を 支配される会社等同士	役員又は管財人を兼任

**「経営を支配」とは**

① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有※1

② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のア～エいずれかに該当

ア 自己所有等議決権数の割合※2が50%超

イ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3

ウ 重要な財務・事業の方針を毛呈する契約等が存在

エ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超

③ 自己所有等議決割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)

※1 更生会社、民事姿勢中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

